

議案第49号

葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月5日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

職権による区民税及び軽自動車税の減免について定めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例

葛飾区特別区税条例（昭和39年葛飾区条例第49号）の一部を次のように改正する。

第36条第2項中「によって」を「により」に、「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、区長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、区民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第46条第2項中「によって」を「により」に、「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、区長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、種別割を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第46条第3項中「によって」を「により」に改める。

第46条の2第2項及び第3項中「によって」を「により」に、「納期限前7日」を「納期限」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。